

熊本県公報

号外 第 5 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 3
○都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則を廃止する規則	(建築課) 3
○熊本県砂防指定地管理条例施行規則	(砂防課) 3
○通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則	(観光物産課) 20
○熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則	(私学文書課) 20
○熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 20
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 20
○熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課) 21
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(") 21
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(") 23
訓 令	
○熊本県東京事務所等に勤務する職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令	(人事課) 25

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則
 - (1) 公共的団体として規則第6条第9号に定める簡易保険福祉事業団を日本郵政公社に改めることとした。
 - (2) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◇都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則を廃止する規則
 - (1) 都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則(昭和60年熊本県規則第68号)は、廃止することとした。
 - (2) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県砂防指定地管理条例施行規則
 - (1) 砂防指定地内の制限行為の許可に関する申請書の様式及びそれに添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
 - (2) 砂防設備の占用の許可に関する申請書の様式及びそれに添付する書類を定めることとした。(第3条関係)
 - (3) 砂防指定地内の制限行為の許可と砂防設備の占用の許可の変更に関する申請書の様式及びそれに添付する書類を定めることとした。(第4条関係)
 - (4) 氏名等の変更届の様式を定めることとした。(第5条関係)
 - (5) 許可期間の更新の許可に関する申請書の様式を定めることとした。(第6条関係)
 - (6) 制限行為及び砂防設備の占用の開始届の様式を定めることとした。(第7条関係)
 - (7) 制限行為及び砂防設備の占用の終了届等の様式を定めることとした。(第8条関係)
 - (8) 地位承継届の様式を定めることとした。(第9条関係)
 - (9) 許可に係る標識の設置について定めることとした。(第10条関係)
 - (10) 砂防指定地への立入りをを行う職員の身分証明書の携帯等について定めることとした。(第11条関係)
 - (11) 知事に提出する書類の経由等について定めることとした。(第12条関係)
 - (12) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (13) 熊本県砂防指定地管理規則(昭和45年熊本県規則第65号。以下「旧規則」という。)は、廃止することとした。(附則第2項関係)
 - (14) この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなすこととした。(附則第3項関係)